

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、機構本部1階調達部受付での配布に加え、試行的に電子データをダウンロードする方法で行いません。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html

2013年8月14日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：パプアニューギニア 担当：パプアニューギニア事務所
案件名：道路整備能力強化プロジェクト

1 契約予定期間：2013年10月下旬～2017年11月下旬

2 参加要件

海外における道路整備に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年8月28日から2013年8月30日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年8月28日から2013年9月2日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年9月13日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 9月下旬
- (5) 契約交渉 : 10月上旬～10月中旬

5 業務の目的

パプアニューギニア独立国（以下、「パ」国）は、中央に3,000～4,000m級の山脈が東西に連なり国土を分断し、また高山以外は深い熱帯雨林に覆われている。このような険しい地形条件により、幹線道路網にも多くのミッシングリンクがある。その結果、地域間の人の移動を困難にしているだけでなく、農産物の消費地への輸送や住民の公共サービスへのアクセスが阻害され、国内経済の発展を妨げる大きな要因の一つとなっている。

公共事業省（Department of Works、以下「DoW」）が管轄している国道の総延長は8,738kmである。うち道路舗装率は36%にとどまり、残りの64%に相当する5,590kmが砂利国道となっている。砂利国道はその機能を維持するために日常的な整備・維持管理が重要である。その作業は、植生除去、排水路の清掃などの軽作業と、路面の修復のための不陸整形、散失した砂利の追加などの重作業に分類される。前者の軽作業は人力施工が主体で、National Road Authorityが民間業者に発注する形で実施されているのに対し、後者はモーターグレーダ等の重機を必要とし、DoWの管轄となっている。DoWはそれら重作業を直営で行うことを基本としており、建設機材課（Plant and Transport Division、以下「PTD」）が道路整備機材の管理を担当している。しかしPTDは、保有する機材の不足や老朽化および職員の能力不足という問題を抱えており、直営で実施できない事業は民間業者への発注にて対応している。ところが、「パ」国内の民間業者は数が限られているうえ、コストが高いという問題があり、特に地方部では民間業者が存在していないことも多く、結果、適切に維持・管理されている砂利国道は全体の1割程度であり、残りの9割は悪路のまま放置されているのが現状である。また、「パ」国では毎年、地すべりや洪水等の自然災害が多発し、重要な幹線道路であっても頻繁に寸断されている。その緊急対応、復旧もDoWの業務であるが、前述と同じ理由により、迅速な対応が出来ておらず、長期間道路が閉鎖される原因となっている。

PTDの保有機材の不足・老朽化という問題に関しては、無償資金協力「道路補修機材整備計画」により、モロベ州、西ハイランド州、東セピック州、西ニューブリテン州の4州のDoW地方事務所に対して道路整備機材を調達し、同州およびその周辺州における道路整備に活用される予定である。本プロジェクトにおいては、PTDが抱えるもう一つの課題である職員の能力不足という点にアプローチすべく、上記4州を対象に、同無償資金協力事業で調達される機材を用いて、機材の運転・整備の実習を行うほか、実際に特定区間の未舗装道路の維持管理を行うことで、DoW職員の未舗装道路の維持管理に必要な能力を総合的に強化する予定である。

6 業務の範囲及び内容

(1)業務対象地域

- ・プロジェクト本部：ポートモレスビー（DoW本部、首都特別州）
- ・プロジェクト地方事務所：レイ（モロベ州）
- ・対象州：モロベ州、西ハイランド州、東セピック州、西ニューブリテン州

(2)業務内容

- 1-1 対象州において、DoW職員（オペレーター/メカニック/エンジニア）の能力を把握するためのベースライン調査を行う。
- 1-2 DoW職員に対する研修計画及び研修教材を開発する（オペレーター/メカニック/エンジニア別）。
- 1-3 対象州において、オペレーター、メカニック及びエンジニアに対する実地研修を行う。
- 1-4 DoWトレーナーへのTOT研修を行う。

- 2-1 対象州の道路状況を把握する。
- 2-2 DoW並びにJICA双方の協議のもと、対象州でのパイロットサイトを選定する。
- 2-3 パイロットサイトにおける維持管理工事にかかる事前準備作業を行う。
- 2-4 プロジェクト活動に対する理解促進及び支援を目的として、パイロットサイト周辺の住民へのワークショップを実施する。
- 2-5 無償資金協力により調達された道路維持管理機材の利用並びにプロジェクトで訓練した職員によって、上記2-2で選定された道路の補修・維持管理を行う。
- 2-6 対象州DoW事務所のオペレーター、メカニック及びエンジニアに対して、パイロットサイトでのOJT研修を行う。
- 2-7 パイロットサイトでの維持管理工事に関連する実際の支出額を記録し、維持管理工事の単価を計算する。
- 3-1 対象州において、既存の道路インベントリーや道路維持管理計画を確認する。
- 3-2 対象州における道路維持管理機材の配置活用計画の策定を支援する。
- 3-3 PTDに関する既存の教材やマニュアルの調査、分析を行う。
- 3-4 道路維持管理機材に関連する教材やマニュアルの改訂を支援する。
- 3-5 トラストアカウントの見直し、分析を行う。
- 4-1 プロジェクトの活動や成果が、DoWの報告書やウェブサイトに掲載されるよう支援を行う。
- 4-2 メディア報道（テレビ、新聞、ラジオ等）などによって、プロジェクトの活動や成果を広く周知するための広報活動を支援する。

7 成果品等

- (1)プロジェクト事業進捗報告書（第一年次）（2014年12月下旬）
- (2)プロジェクト事業進捗報告書（第二年次）（2015年12月下旬）
- (3)プロジェクト事業進捗報告書（第三年次）（2016年12月下旬）
- (4)プロジェクト事業完了報告書（2017年10月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1)総括/道路維持管理アドバイザー（評価対象予定者）
- (2)道路維持管理エンジニア（評価対象予定者）
- (3)メカニックエンジニア
- (4)施工管理監督・品質管理者
- (5)広報/業務調整

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年3月～5月に詳細計画策定調査実施済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。